

# 原油・物価等高騰に係る支援金

## 申請要領

令和4年8月

西之表市経済観光課

## 【制度の概要】

### 1. 原油・物価等高騰に係る支援金とは

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた市内事業者等への支援として、事業の継続を下支えし、事業全般に広く使える支援金です。

### 2. 支援対象者

市内に事業所や店舗を有する中小企業、小規模事業者、個人事業主、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人等。個人経営の農林水産業、金融機関、貸金業、郵便局、協同組合、政治団体、宗教法人は対象外です。

### 3. 対象要件

- ①令和3年12月以前から市内で事業を営み、今後も、事業を継続する意思があること。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少していること。
- ③令和3年において売上が令和元年もしくは令和2年同月に比して20%以上減少している月が存在していること。
- ④申請時に国、県、市が実施する他の原油・物価高騰等に伴う支援金を受けていないこと。
- ⑤申請者等は、暴力団等に関与していないこと。

### 4. 支援金額

$\left[ \begin{array}{l} \text{令和4年1月から6月の間の任意の一月を選択し} \\ \text{かかった経費のうち電気代、ガス代、燃料費の合計額} \end{array} \right] \times 6 \text{ か月} \times 20\%$   
※上限 法人 30万円 個人事業主 10万円 ※千円未満切り捨て

### 5. 提出書類

- ① 支援金支給申請書兼委任状（第1号様式）
- ② 支援金支給請求書（第2号様式）
- ③ 誓約書（第3号様式）
- ④ 令和3年及び令和元年もしくは令和2年の確定申告書類の写し
- ⑤ 対象月の事業に供した電気代、ガス代、燃料費の支出が分かるものの写し
- ⑥ 通帳の写し
- ⑦ 免許証など、本人確認できるものの写し（個人事業主の場合のみ）
- ⑧ 支援金チェックリスト

## 【支給要件】

### 1. 支援対象者

(1) 市内に事業所を有する者のうち、次のいずれかに該当する者であること。

- ①中小企業基本法第2条第1項の各号に規定する会社又は個人事業主
- ②会社以外の法人にあっては、資本金の額又は出資の総額が3億円以下（資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が300人以下）であるもの
- ③組合若しくはその連合会又は一般社団法人で、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は①若しくは②に該当する法人であるもの

(2) 令和3年12月以前から事業により事業収入（営業等）を得ており、今後も市内で事業を継続する意思があること。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少しており、以下のいずれかに該当すること。

- ①令和3年において、1か月（対象月）の売上実績額が令和元年もしくは令和2年同月に比して20%以上減少していること。
- ②事業継続期間が1年未満の事業者又は単純な売上実績額の前年比較が困難な場合は、令和4年3月から7月における任意1月の売上実績額が、令和3年8月から令和4年2月までの任意の連続する3か月の平均売上に比して20%以上減少していること。

**注1 一度支給を受けた方は、再度支給申請することができません。**

**注2 市内において複数の事業所を有する場合であっても、1事業者で計算します。**

### 2. 支給対象外

下記の（1）から（8）のいずれかに該当する場合は、支給対象外となります。

- (1) 申請時に国、県、市が実施する他の原油・物価高騰等に伴う支援金を受けている事業者
- (2) 国、公共法人、協同組合等
- (3) 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の銀行業（これに類する事業を含む。）を行う事業者、貸金業を営む事業者
- (4) 郵便局
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (6) 政治団体
- (7) 宗教上の組織若しくは団体
- (8) 暴力団、暴力団員又はこれらのものと密接な関係を有する者
- (9) (1) から (8) までに掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないこと

市長が判断する者

**【申請期間・問い合わせ先】**

1. 申請期間：令和4年8月1日（月）から令和4年10月3日（月）
2. 申請時間：午前 10：00～12：00    午後 1：00～4：00
3. 申請場所：西之表市商工会（種子島産業会館2階）
4. お問い合わせ先  
事業内容：西之表市役所経済観光課商工政策係 ☎22-1111（内線271・274）  
申請概要：西之表市商工会 ☎23-1141

## 【申請書類】

申請書類や要件等は、チェックリストでご確認ください。

また、申請の際はチェックリストも提出してください。

### 1. 共通

- ① 支援金支給申請書及び委任状（様式第1号-1 もしくは第1号-2）
- ② 支援金支給請求書（様式第2号）
- ③ 誓約書（様式第3号）  
※個人の住所ではなく、事業所の所在地を記入してください。
- ④ 対象月の事業に供した電気代、ガス代、燃料費の支出が分かるものの写し
- ⑤ 支援金チェックリスト  
※連絡先は、日中必ず連絡が取れる電話番号をご記入ください。

### 2. 法人

- ① 令和3年及び令和元年もしくは令和2年の事業年度の確定申告書類写し
- ② 法人名義の振込先口座の通帳写し

#### ① 確定申告書類写し

- ・ 確定申告書別表一の控え（写）
- ・ 法人事業概況説明書の控え オモテ面及びウラ面（写）

※ただし、確定申告書別表一の控えには收受日付印が押印（税務署にて e-Tax により申告した場合は、受付日時が印字）されていること。

電子申告の場合は受信通知の写しを添付のこと。

※收受日付印（税務署にて e-Tax により申告した場合は、受付日時が印字）又は受信通知のいずれも存在しない場合には、税理士による押印及び署名がなされた、対象月の属する事業年度の前年もしくは前々年の事業年度の確定申告で申告した又は申告予定の月次の事業収入を証明する書類を提出することで代替することができます。

#### ② 振込先口座の通帳の写し

銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるもの

- ・ 法人名義の口座の通帳の写し（通帳を開いた1・2ページ目等）
- ・ 電子通帳の画面コピー（紙媒体の通帳がない場合、電子通帳等の画面等を印刷したもの等）

### 〈証拠書類 及び算定 に関する特例（法人）〉

#### ア. 事業継続期間が1年未満の場合

令和3年12月以前に創業し、事業継続期間が1年未満の場合で、収入額減少等を前年

同月比で算定することができない場合は、令和4年3月から7月における任意の1月の事業収入と令和3年8月から令和4年2月までの中の事業収入の月平均との比較により算定することになります。書類を確定申告書類の代替書類として添付し、他申請書類と合わせ申請してください。

- ・履歴事項全部証明書
- ・月間事業収入がわかるもの（帳簿など確定申告の基礎となる書類）

#### イ. 単純な売上の前年比較が困難な場合

事業所増設等、相当な事由により単純な売上の前年比較が困難な場合は、令和4年3月から7月における任意の1月の事業収入と令和3年8月から令和4年2月までの中の事業収入の月平均との比較により算定することになります。次の書類を添付し、他申請書類と合わせ申請してください。

- ・単純な売上の前年比較が困難であるとわかるもの（事業所増設が客観的にわかる資料等）
- ・月間事業収入がわかるもの（帳簿など確定申告の基礎となる書類）

### 3. 個人事業主

- ① 令和3年及び令和元年もしくは令和2年の事業年度の確定申告書類写し
- ② 申請者本人名義の振込先口座の通帳写し
- ③ 本人確認書類写し

#### ①確定申告書類

（青色申告の場合）

令和3年及び令和元年もしくは令和2年分で下記全ての書類

- ・確定申告書第一表の控え（写）
- ・所得税青色申告決算書の控え 1 ページ目及び 2 ページ目（写）

※確定申告書第一表の控えには 收受日付印が押印（税務署にて e-Tax により申告した場合は、受付日時が印字）されていること、e-Tax による申告の場合は「受信通知」を添付すること。

※收受日付印、又は e-Tax の「受信通知」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで代替することができます。この場合、收受印等のない確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控えを用いることができます。

（白色申告の場合）

令和3年及び令和元年もしくは令和2年分で下記全ての書類

- ・確定申告書第一表の控え（写）

※確定申告書第一表の控えには 收受日付印が押印（税務署にて e-Tax により申告した場合は、受付日時が印字）されていること、e-Tax による申告の場合は「受信通知」を添付すること。

※收受日付印、又は e-Tax の「受信通知」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで代替することができます。この場合、收受印等のない確定申告書第一表の控えを用いることができます。

- ・令和 3 年及び令和元年もしくは令和 2 年の月間事業収入がわかるもの（帳簿など確定申告の基礎となる書類

## ②振込先口座の通帳の写し

銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるもの

- ・法人名義の口座の通帳の写し（通帳を開いた 1・2 ページ目 等）
- ・電子通帳の画面コピー（紙媒体の通帳がない場合、電子通帳等の画面等を印刷したもの 等）

## ③本人確認書類の写し

本人確認書類は、住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。なお、いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請書類に記載する住所と同一のものに限ります。

（例）

- ・運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能）
- ・個人番号カード（オモテ面のみ）
- ・写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- ・在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る）（両面）

なお、住所・氏名・顔写真が記載されたものがご準備できない場合は、下記のように 2 種類の書類にて代替することができます

- ・住民票及び各種健康保険証（両面）の両方
- ・住民票 + パスポート

## 〈証拠書類 及び算定 に関する特例（個人事業者）〉

### ア. 事業継続期間が 1 年未満の場合

令和 3 年 1 2 月以前に創業し、事業継続期間が 1 年未満の場合、収入額減少等を前年同月比で算定することができない場合は、令和 4 年 3 月から 7 月における任意の 1 月の事業収入と令和 3 年 8 月から令和 4 年 2 月までの中の事業収入の月平均との比較により算定するこ

とになります。次の書類を添付し、他申請書類と合わせ申請してください。

- ・月間事業収入がわかるもの（帳簿など確定申告の基礎となる書類）

#### イ. 単純な売上の前年比較が困難な場合

事業所増設等、相当な事由により単純な売上の前年比較が困難な場合は、令和4年3月から7月における任意の1月の事業収入と令和3年8月から令和4年2月までの中の事業収入の月平均との比較により算定することになります。次の書類を添付し、他申請書類と合わせ申請してください。

- ・単純な売上の前年比較が困難であるとわかるもの（事業所増設が客観的にわかる資料等）
- ・月間事業収入がわかるもの（帳簿など確定申告の基礎となる書類）

## 【申請後の流れ・不正受給時の対応】

### 1. 申請後の流れ

申請内容・証拠書類等を市で確認させていただき、不明な点等がありましたら電話等でご連絡させていただきます。また、不備の内容によっては、返送させていただく場合もありますので、ご承知おきください。

### 2. 不正受給時の対応

支援金の支給を受けた後に支援対象者の要件に該当しないことが明らかになった者又は偽りその他不正の手段により支給を受けた者に対しては、返還を求めます。